

健康いわき 21 (第二次) 平成 30 年度市事業進捗状況 (合計 96 事業)

I 乳幼児期 (20 事業)

評価区分	総合評価	有効性	必要性	効率性
A	17	18	18	15
B	3	2	2	5
計	20	20	20	20

今後の方向性 継続 20

II 学童期 (7 事業)

評価区分	総合評価	有効性	必要性	効率性
A	6	5	6	5
B	1	2	1	2
計	7	7	7	7

今後の方向性 継続 7

III 青年期・壮年期・高齢期 (39 事業)

評価区分	総合評価	有効性	必要性	効率性
A	4	6	5	1
B	24	23	22	22
C	4	3	5	10
D	1	1	1	0
E	6	6	6	6
計	39	39	39	39

今後の方向性 継続 37、見直し 1、廃止 1

IV 全世代対象 (30 事業)

評価区分	総合評価	有効性	必要性	効率性
A	6	8	7	6
B	22	19	21	18
C	0	1	0	3
E	2	2	2	3
計	30	30	30	30

今後の方向性 継続 30

IV 全世代合計 (96 事業)

評価区分	総合評価	有効性	必要性	効率性
A	33	37	36	27
B	50	46	46	47
C	4	4	5	13
D	1	1	1	0
E	8	8	8	9
計	96	96	96	96

今後の方向性 継続 94、見直し 1、廃止 1

【参考】

○ 評価 (達成度) について

本市の健康づくり事業の推進の観点から、事業の取組みについて達成度を A～E の 5 段階で内部評価を行う。

評価は、「ア 有効性」「イ 必要性」「ウ 効率性」のそれぞれの視点で評価し、その評価を基に総合評価を行う。

評価区分	評価基準
A	健康づくり事業の推進のため、事業目的は達成できている (数値で表すと 75%以上)
B	健康づくり事業の推進のため、事業目的はほぼ達成できている (数値で表すと 50～75%未満)
C	健康づくり事業の推進のため、事業目的はあまり達成できていない (数値で表すと 25～50%未満)
D	健康づくり事業の推進のため、事業目的は達成できていない (数値で表すと 25%未満)
E	令和元年度新規事業・判定不能

※総合評価区分D

【健康づくり推進課】

○No.6「健診結果説明会(健康度評価事業)」

※総合評価区分C

【健康づくり推進課】

○No.9「健康相談(健康増進事業)」

【地域包括ケア推進課】

○No.28「通所型 短期集中予防サービス」

○No.29「訪問型 短期集中予防サービス」

【介護保険課】

○No.34「シルバーレクリエーション用具購入等補助」

【進捗管理について】

「健康いわき 21 (第二次)」は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の計画期間とし、第二次の計画策定から 5 年が経過したことから、昨年度、中間評価と内容の見直しを実施し、改定版を策定しました。

平成 30 年度の市事業進捗状況は、96 事業のうち 83 事業の総合評価が、評価区分 A・B (事業目的を達成できている、ほぼ達成できている状況) となっています。今後の方向性としては、継続が 94、見直しが 1、廃止が 1 となっています。

本計画に掲げる目標に向けて、有効な施策を推進していくため、次年度以降も定期的な進行管理を行うとともに、事業評価の実施や内容の見直しを行っていきます。

○総合評価区分C及びDの事業

	担当課	事業名	事業目的	事業内容	対象世代	分野	平成30年度実績	評価				今後の方向性	
								総合	ア有効性	イ必要性	ウ効率性	方向性	課題や進め方
Ⅲ Ⅰ 6	健康づくり 推進課	健康診査 結果説明 会（健康 度評価）	健康診査受診者が自身の健診結果について理解し生活習慣病を見直すためのきっかけづくりの機会を設けることにより受診者の健康増進及び疾病予防の意識の醸成を図る。	特定健診開始以前の健康度評価事業を継続する形で集団検診の受診者で要指導（軽度異常者）を対象に、健診結果や食生活等に関する説明会および個別相談会を実施する。平成30年度より国保特定健康診査受診者の健診結果説明会と合同開催により実施する。	青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期	(1) (2) ① ②	健診結果の見方、バランスのとれた食事、個別指導を実施。 【実績】 実施回数 18回 対象者 413人 講話参加人数 17人 個別指導参加人数 14人	D	D	D	C	廃止	特定健診開始前の健康度評価事業を継続する形で実施してきたが、参加人数も少なく単独での事業継続は難しい。健診結果の個別相談として各地区センターでの個別指導や国保事業の健診結果事後指導事業で実施していくこととし健康度評価事業は廃止とする。平成31年度からは、国保特定健診・特定保健指導事業の中で教室を実施する。
Ⅲ Ⅰ 9	健康づくり 推進課	健康相談 （健康増 進事業）	健康増進法に基づき、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。	対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行う。対象者からの依頼により随時対応し、健康相談会、来所や電話にて相談を実施。	青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期	(1)	【実績】 実施回数 29回 参加者延数 766人	C	C	C	B	継続	対象者からの依頼により健康相談会を実施しているが、市で取り組む重点健康相談を設定し実施することや、各種イベントなどで同時開催するなど、利用機会や広報の拡充を図り、参加者の増加に努める。
Ⅲ Ⅰ 28	地域包括 ケア推進課	通所型 短期集中 予防サー ビス	平成29年1月より開始した「総合事業」のサービスのひとつとして、平成29年10月から実施。 要支援1・2の認定者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）を対象として、理学療法士や作業療法士などの専門職による個々の生活行為改善を目標とした個別プログラムを提供するほか、セルフケア意識を高め、地域活動への参加を促していくもの。	1クール（概ね3ヵ月）最大24回とし、1回あたり休憩を含めて2時間程度の訓練を実施する。	高齢期	(1) (2) ②	・事業所数 2か所 ・利用者数 50名（内目標達成者45名。さらに、内地域活動に移行し自主的な介護予防に取り組んでいる者35名）	C	B	C	B	見直し	利用者が3か月を基準としてサービスを終了してしまうため、人間的、経営的観点から参入する事業者が少ない。このため、令和元年度に見直しを実施予定（報償金の導入や人員配置基準の見直し等）
Ⅲ Ⅰ 29	地域包括 ケア推進課	訪問型 短期集中 予防サー ビス	平成29年1月より開始した「総合事業」のサービスのひとつとして、平成29年10月から実施。 要支援1・2の認定者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）を対象として、対象者の状態に応じて4～8回程度のサービスを提供する。具体的には、低栄養や口腔機能低下が見られる方に対して、管理栄養士や歯科衛生士が個別訪問し、栄養や口腔に係る教育や指導を実施し、利用者のセルフケア意識の向上を図るもの。	栄養改善プログラム：管理栄養士が自宅に訪問し、概ね3か月間、最大8回の栄養指導・支援を行う。 口腔機能改善プログラム：歯科衛生士あるいは言語聴覚士が自宅に訪問し、概ね3か月間、最大6回の口腔教育や摂食嚥下訓練等の指導・支援を行う。	高齢期	(1) (2) ① ⑤	利用者数 3名 （内訳）栄養改善 2名、口腔機能改善プログラム 1名	C	C	C	C	継続	サービスは継続するが、地域包括支援センター等から利用者誘導を行うなどの普及啓発をより重点的に実施する。
Ⅲ Ⅰ 34	介護保険課	シルバー レクリ エーション 用具購 入等補助	高齢者の生きがいづくりの推進のため	高齢者向けレクリエーションに資するスポーツの用具を購入しようとする者等に対して、補助金を交付する。	高齢期	(1) (2) ②	○予算 180千円 ○平成30年度の申請 0件	C	C	C	C	継続	平成30年度の実績は0件だが、平成29年度までは平均2件の申請があるため、高齢者の生きがいづくりに資するため今後も継続する必要がある。